

ガス瞬間湯沸器品質表示実施要領

1 表示すべき商品

ガス瞬間湯沸器

2 適用範囲

ここで、適用となるのは、都市ガス用瞬間湯沸器については、ガス消費量が1時間当たり3万6千キロカロリー以下、液化石油ガス用瞬間湯沸器については、ガス消費量が1時間当たり3千グラム以下の家庭用ガス瞬間湯沸器とする。ただし、本実施要領の4の表示の方法等のうち(1)イについては、バランス型ガス瞬間湯沸器及び半密閉式ガス瞬間湯沸器には適用しない。

3 表示すべき事項

- (1) 使用上の注意
- (2) 事業者の氏名又は名称及び住所

4 表示の方法等

(1) 使用上の注意

使用上の注意は、次のア及びイにより表示すること。

ア 器内に長時間たまっていた水は、飲用又は調理に用いないでください。

イ 換気注意

(2) 事業者の氏名又は名称及び住所

事業者の氏名又は名称及び住所は、ガス瞬間湯沸器の本体又は取扱説明書に見やすく表示すること。

事業者の氏名又は名称の表示に際しては、商標により表示することはできない。

法人の種類を表わす文字は、これを省いても誤解を生ずるおそれがないときは省略することができる。

(3) 「器内に長時間たまっていた水は、飲用又は調理に用いないでください。」の表示は、ガス瞬間湯沸器の本体の見やすい箇所に見やすく、容易に剥がれない方法により表示すること。

(4) 「換気注意」の表示は、ガス瞬間湯沸器の本体の正面に容易に剥がれない方法により表示すること。

(5) 表示に用いる文字は、6号((1)イによる「換気注意」の表示に用いる文字は1号)の活字以上の大きさと、地色と対照的な色とすること。

5 表示義務者

表示義務者は、ガス瞬間湯沸器の製造業者とする。

販売業者が製造業者との合意により製造業者に代わって使用上の注意に関する表示事項を表示することとなっている場合は、販売業者が表示することができる。

6 実施年月日

昭和52年4月19日から実施する。

平成23年4月1日一部改正